

区は、容器包装プラスチック（容プラ）の資源化をはじめ、様々な資源化事業を実施し、ごみ量の削減に取り組んできた。令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、市町村の努力義務が規定されたことも踏まえ、脱炭素社会の実現と更なるごみの減量を目指し、令和8年10月から製品プラスチック（製品プラ）の分別回収・資源化に取り組む。

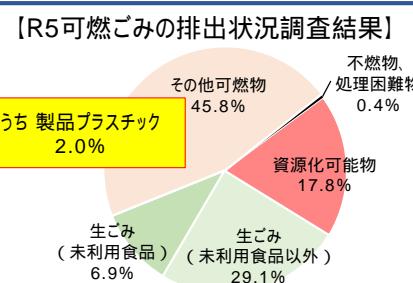
1 プラスチックにかかるこれまでの取り組み

平成20年10月から容プラの回収・資源化を実施。

令和6年度実績5,387t。

令和6年10月から粗大ごみの中からプラ製衣装ケースのリサイクル開始。令和6年度実績39t。

➢可燃ごみ110,621tの中に約2,000t(2.0%)の製品プラが含まれている。右図



2 概要

1 回収方法

現在資源として回収している「容プラ」と、可燃ごみとして回収している「製品プラ」を、「**プラスチック**」として一括回収し、資源化する。

[現在]



[令和8年10月～]
プラスチック



2 分別基準

素 材

プラスチックだけでできている物

大 き さ

元の大きさが30cm角以下の物

50cm以下に切断したレジャーシート・雨合羽・浮き輪等を除く。

3 周知方法（案）

周知は、時代背景も踏まえ、様々な媒体・ツールを用いて令和8年3月から順次行う

デジタル
広告・広報



対面
地域での啓発

1 デジタルでの周知

ターゲット：ネットユーザー

- 外部委託により周知動画を制作
説明会用動画、本庁舎のサイネージ用、区民事務所モニターおよびSNS用の動画
- 練馬区情報番組「ねりまホットライン」での周知
- 区公式X・LINEのSNS活用ならびにWEB広告の掲載
- 練馬区資源・ごみ分別アプリによる周知（ゲーム機能等を導入）



2 対面での周知

ターゲット：地域住民



- 住民説明会等を開催
- 「青空集会」による個別説明会を開催
町会、自治会および集積所単位などのニーズに応じ、地域に出向いて実施
- ふれあい環境学習による周知
区内小学校などに出向き、分別体験等を通して理解を深め協力を求める

3 冊子等による周知

ターゲット：全世帯



- 「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」の全戸配布
- ねりま区報への掲載
- 集積所看板での周知（分別変更を伝えるお知らせを掲出）
- チラシ・ポスターによる周知
公設掲示板、回覧板、区立施設等で配布および掲示
- 収集車にマグネットを掲出し周知

